

東村山市 環境を守り育むための基本条例が 10月から 施行されます

「東村山市環境を守り育むための基本条例」が6月定例市議会にて可決され、10月1日から施行されます。

平成13年6月に設置された学識経験者・公募市民等から構成される「東村山市環境基本条例策定協議会」での議論を集約した報告書が同年12月、市長に提出されました。

この条例はその報告書を尊重し、東村山市環境行政推進本部により検討を重ねた上で、市として6月定例市議会に上程し、可決されたものです。

●条例制定の背景と意義

20世紀は、人類の歴史の中

ハンセン病記念公園 「人権の森」構想

●ハンセン病の療養施設と東村山市長

ハンセン病療養施設は全国10都県に13施設あります。そのうちの1つが当市の多磨全生園で、全国の療養施設の中では入所者数で3番目に大きい施設です。

当市の市長は昭和50年から、代々全国ハンセン病療養所所在市町村連絡協議会会長を務め、ハンセン病療養所入所者に対する社会復帰支援対策等の活動をしてきました。

でかつてなく飛躍的に生産力を向上させた一方で、資源を猛烈な勢いで消費することに

より成り立つ社会でした。

「東村山市環境を守り育むための基本条例」は、私たちが環境の保全、回復及び創造に努め、良好な環境を享受することを確保し、将来の世代へも継承していく、その理念や目的、基本的施策について

また、市・市民・事業者がそれぞれの立場で責任を分かち合い、人と自然が共生して環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を創り上げていくことが求められています。

環境保全等は、私たちの日常生活活動や事業活動に密接に関わっています。市内地域規模の環境まで、一人ひとりの

の自覚による循環型社会の形成が求められています。

●条例の構成

この条例は、当市で初めて採用する前文と総則、環境の保全・回復及び創造に関する基本的施策、パートナーシップ（協働）の推進、環境審議会からなる4章19条で構成されています。

★「東村山市環境を守り育むための基本条例」全文は、市のホームページ又は情報コーナー（市役所4階）のパソコンで閲覧できます。

http://www.city.higashi-murayama.tokyo.jp

●これからの環境行政の展開

この条例により、市の環境問題に取り組む枠組みが確立されました。

今後は条例の理念を踏まえ、今秋から環境基本計画に着手してまいります。そのため、条例で明記された環境審議会を設置します。

環境基本計画の策定は平成15年度になりませんが、策定の過程で市民フォーラム等を開催し、広く市民の皆さんの意見をうかがい、参考にしながら策定していく予定です。

●命の大切さを学び合う 青葉小学校児童と入所者の交流

全生園と青葉小学校との交流は数年の歴史があります。青葉小では、全生園を「地域の宝」として環境教育や人権教育の生きた学習の場とする取り組みが行なわれてきました。



全生園の平沢自治会長から話を聞く青葉小の子どもたち

●季節の行事として市民に根づいた「秋の緑の祭典」

東村山市緑を守る市民協議

要性が再認識される中、青葉小のこのような取り組みが重みを増しています。現在、全生園の緑や歴史にかかわる内容を教育活動の中に取り入れ、生かそうとしている市内の小・中学校は、9校に及んでいます。

このことにより、平成55、20年度に計2,950戸の都営住宅を整備する計画であった都営東村山本町団地も、今年度着上り分で建替前の戸数を上回る1,960戸となるため、これ以後の住宅の建設は行なわず、新たな土地利用を検討し

市では、男女平等な社会を目指し、様々な取り組みを行なっています。その一環として、東村山市で活躍されている女性団体（グループ）が情報交換をしい、交流の輪を広げていけるよう、登録団体を募集します。

また、地域で学習や活動の機会を得たいと考えている方が団体への手がかりとなる

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

同祭典は着実に回を重ね、今年で10回となります。全生園祭も同時に開催され、会場では古典のほか、ウオーケラリーや苗木の無料配布などが行なわれます。（開催日時については後日市報でお知らせします）

国家賠償訴訟に原告が勝訴したことを契機に、我が国の誤ったハンセン病対策の歴史を後世に伝え、二度と過ちを犯さないための教訓として、緑の保存にかけてきた活動を、ハンセン病記念公園「人権の森」構想へと進化させていったのです。

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

警察と致しまして、少年の溜まり場等に対する補導活動やパトロールを強化してまいります

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

10月から家庭ごみ（資源物以外）の有料化を実施します

お問い合わせ

環境部管理課

お問い合わせ

環境部管理課

内容	郵送	FAX	EX-URL
事業への提言	0	0	0
施設への提言	2	0	2
道路・川・公園	2	0	5
環境	2	0	1
職員への対応	3	0	0
その他	7	0	3
合計	16	0	11

市長への手紙

この少年犯罪増加傾向の背景としては、規範意識の低下

○自分の欲望や衝動を抑え

○他人を尊重し思いやる気持ち

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

東村山警察署

市役所本庁舎南口出入口および中庭通路は10月中旬まで工事のため利用できません

★正面入口（中央図書館側）からお入り下さい

お問い合わせ 管財課

市報5月15日号、6月15日号でもお知らせしましたように、この「人権の森」構想は緑の保全と歴史的建造物の永久保存を目指し、後世に残し

よう、登録団体名簿を作成し

夏休みを迎えるに当たり

東村山警察署

東村山警察署

市税納付の日曜窓口

7月28日（日）

市税（市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）納付の日曜窓口を開設します。

日時 7月28日（日）午前9時～午後3時

場所 市役所2階納税課

今月の納税

固定資産税・都市計画税 第2期の納期限は7月31日です

国民健康保険税 第1期

口座振替を希望される場合は、納税通知書に同封の口座振替依頼書に記載し、納税課に郵送していただくか、預貯金通帳・通帳届出印・納税通知書を持参し、東村山市税取扱金融機関にお申し込み下さい。